

○山口市法定外公共物管理条例（案）

※条例改正箇所のみ抜粋

別表（第 8 条、第 1 0 条関係）

占用物件		単位	現行占用料	改正後占用料
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 8 0 円	5 7 0 円
	第 2 種電柱		7 3 0 円	8 8 0 円
	第 3 種電柱		9 9 0 円	1 2 0 0 円
	第 1 種電話柱		4 3 0 円	5 1 0 円
	第 2 種電話柱		6 8 0 円	8 2 0 円
	第 3 種電話柱		9 4 0 円	1 1 0 0 円
	その他の柱類		4 3 円	5 1 円
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	4 円	5 円
	地下に設ける電線その 他の線類		3 円	3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	4 2 0 円	5 0 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2 6 0 円	3 1 0 円
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1 個につき 1 年	8 5 0 円	1 0 0 0 円
	郵便差出箱及び信書便 差出箱		3 6 0 円	4 3 0 円

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0 円	9 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 8 円	2 2 円
	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		2 6 円	3 1 円
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		3 8 円	4 6 円
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		5 1 円	6 1 円
	外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの		7 7 円	9 2 円
	外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの		1 0 0 円	1 2 0 円
	外径が 0 . 4 メートル以上 0 . 7 メートル未満のもの		1 8 0 円	2 2 0 円

	もの					
	外径が 0 . 7メートル以上 1メートル未満のもの				2 6 0 円	3 1 0 円
	外径が 1メートル以上のもの				5 1 0 円	6 1 0 円
法第 3 2 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	法第 2 条	地下に設	長さ 1メートルに つき 1 年	3 円	3 円
		第 2 項第 5 号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	けるもの			
			その他の もの		9 円	1 0 円
			道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類	1 本につき 1 年	6 8 0 円	8 2 0 円
		その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	4 3 0 円	5 1 0 円

			地下に設けるもの		2 6 0 円	3 1 0 円
	その他のもの				8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの			Aに 0 . 0 0 4 を乗じて得た額	Aに 0 . 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの			Aに 0 . 0 0 6 を乗じて得た額	Aに 0 . 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの			Aに 0 . 0 0 7 を乗じて得た額	Aに 0 . 0 0 8 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		4 3 0 円		4 5 0 円	
	地下に設ける通路		2 6 0 円		2 7 0 円	
	その他のもの		8 5 0 円		1 0 0 0 円	
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日		9 円	9 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円	9 0 円	
道路法施行	看板（アーチ	一時的に	表示面積 1 平方メ	8 7 円	9 0 円	

令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下この表において「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	であるものを除く。）	設けるもの	一トルにつき 1 月		
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0 円	9 0 0 円
	標識		1 本につき 1 年	6 8 0 円	8 2 0 円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1 本につき 1 日	9 円	9 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	8 7 円	9 0 円
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9 円	9 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 7 円	9 0 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	8 7 0 円	9 0 0 円

		の			
		その他の		4 3 0 円	4 5 0 円
		もの			
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メ	8 5 0 円	1 0 0 0 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			ートルにつき 1 年	Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設 及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	8 7 円	9 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物 及び同条第 7 号に掲げる施設				8 5 円	1 0 0 円
令第 7 条第 8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該路 面下の地下を除く。）に 設けるもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	Aに 0 . 0 1 4 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 1 4 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに 0 . 0 1 7 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 1 8 を乗じて得た 額
	地下（トンネ ルの上の地 下を除く。）	階数が 1 のもの		Aに 0 . 0 0 4 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 0 4 を乗じて得た 額
	に設けるも の	階数が 2 のもの		Aに 0 . 0 0 6 を乗じて	Aに 0 . 0 0 6 を乗じて得た

		階数が3 以上のもの		得た額	額
				Aに0.00 7を乗じて 得た額	Aに0.008 を乗じて得た 額
	その他のもの			Aに0.02 5を乗じて 得た額	Aに0.026 を乗じて得た 額
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物			Aに0.01 9を乗じて 得た額	Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの			Aに0.01 4を乗じて 得た額	Aに0.015 を乗じて得た 額
令第7条第 10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物			Aに0.02 2を乗じて 得た額	Aに0.024 を乗じて得た 額
	その他のもの			Aに0.01 4を乗じて 得た額	Aに0.015 を乗じて得た 額
令第7条第 11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの			Aに0.01 9を乗じて 得た額	Aに0.022 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに0.02	Aに0.024

			2 を乗じて 得た額	を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具			Aに 0 . 0 2 5 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 6 を乗じて得た 額
令第 7 条第 1 3 号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下に 設けるもの		Aに 0 . 0 1 9 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに 0 . 0 2 2 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 4 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額
令第 7 条第 1 4 号及び第 1 5 号に掲 げる施設			Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額